

接近するときその動作を平滑にするために、写真-3に示すような設備を施す。これをサイドインクライン (side incline) と称する。このほか集電靴の摺動(しゅうどう)作用および勾配区間のため、第三軌条が一方方向に移行する傾向があり、これを防止するために写真-4に示すように、軌条底部とまくら木または適当な支持物とを固定する。これをアンカリング (anchoring) と称する。

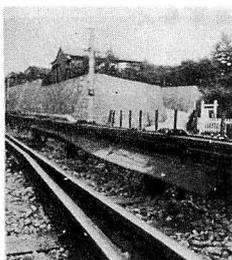


写真-3. サイドインクライン

なお規程上第三軌条は地下鉄道以外にも、高架鉄道その他人が容易に立入らない専用敷地内の鉄道には、設けてよいことになっているが、国鉄信越線の一部を除いて、その例をみない。(吉田 力)



写真-4. アンカリング

だいさんしゃしようしゃ 第三者使用車 私有貨車の所有者が第三者に貸与して第三者が該車を使用する場合、その貨車を第三者使用車という。この場合はつぎに掲げる私有貨車取扱手続第9条第4号様式の願書を、所有者と連名で所管鉄道管理局長に提出して承認を受けることになっている。

第4号様式

私有貨車第三者使用願

年 月 日

鉄道管理局長何某殿

所有者住所
名 義 何 某 印
代表者 何 某 印

借受者住所
名 義 何 某 印
代表者 何 某 印

何々会社所有の次の私有貨車を何々会社に借り受け何々駅に臨時常備し使用したいから所有者及び借受者連署をお願いします。

記号	番号	専用種別	常備駅		期 間	借入理由
			新	旧		

但し常備駅には借受人所有の専用線があります
(又は何々会社所有の専用線を使用認可ずみ)。

様式にあるとおり第三者使用は常備駅が当然変わる場合が多いので、新常備駅名を記入することになる。鉄道管理局としては承認後はただちに元の常備駅の所管鉄道管理局長に連絡する(常備駅が変わらない場合は承認だけ)。期間は6箇月以内で現車の標示は所有者が行うことになっている。このような臨時的なものに期間を6箇月以内にとどめたのは、あまり期間が長すぎると関心がなくなり、標記文字も不鮮明となり、いろいろ支障が起きるからである。(永井卯三郎)

だいさんしゃにもつじこ 第3種荷物事故 運送品が輸送中に荷送人、荷受人も不明になり、引渡しをすることも、荷送

人の指図を求めることもできなくなった事故。つぎの4種類に分類されている。

- 1 切符・通知書・荷札などを伴わないもの、または運送品の1部脱出で、発着駅・荷送人・荷受人も全く不明なもの。
- 2 荷受人が不明であるかまたは荷受けを拒絶したため引渡すことができず、荷送人が所在不明で、運送品の処分についてその指図を求めることができないもの。
- 3 駅留手荷物(配達請負人が荷受人住所不明などの理由で配達することができず、着駅へ引継いだ配達扱手荷物を含む)であって、着駅に到着した日から20日間を経過しても引渡しの請求がないもの。
- 4 駅で取扱う一時預り品で、受託の日から15日を経過しても引渡しの請求がないもの。

以上を総称して荷主不明荷物というが、そのうち前記1に該当するものについては、荷物を解装点検して、在中品によって正当発着駅・荷送人・荷受人などを調査し、なお不明なときは駅長は荷主捜索報告書を公安本部長に提出し、公安本部長はこれを荷物事故公報に掲載して、全国的に正当荷主を捜索する。通常の場合この荷主不明荷物が存在する反面には、必ずこの荷物が到着すべき駅で、第1種荷物事故の不着事故が発生していると考えられることができる。その不着荷物の着駅では、その荷物が他の駅に誤・紛着していることを予想して、荷物捜索報告書を公安本部長に提出し、公安本部長はこれを荷物事故公報に掲載して、全国の駅にこれを周知させる処置を講じるのである。このようにして、荷主不明荷物を保管する駅ではその荷主を、また不着事故のある駅では荷物を相互に荷物事故公報によって捜索する処置が併行して行われ、やがて正当荷主が発見され、不着事故も同時に解決することになる。

また前記2,3,4に該当するものは、一応形式的には発着駅(一時預り品の場合は受託駅)、荷送人および荷受人(一時預り品の場合は寄託者)が判っているので、荷主または寄託者を捜索する必要はないが、実質的には1に該当するものと同様に、これを引渡すことも、権利者(荷送人または寄託者)が判明しないためにその指図を求めることもできない。

荷主不明荷物は、調査の結果荷受人または寄託者が判明して引渡をするか、または荷送人の指図によってその処分をするまでには、相当長期間にわたってこれを保管しなければならぬのが通例である。したがって損敗し易いものまたは時日の経過によっていちじるしく価格を減ずるおそれのあるもの、もしくは保管のため過分の費用や設備を要するようなのは、駅長は鉄道管理局長の指示をうけて公売処分をすることができる。この公売処分は入札競売により、その代金は保管料など国鉄が収受すべき金額を差引いた残額を、一時駅の雑収入として処理しておき、後日権利者が判明すればこれを払いもどしする。

荷主不明荷物は所定の公告がなされた後、6箇月を経過しても正当権利者が判明しない場合は、鉄道営業法第13条の2の規定により、国鉄がその所有権を取得する。したがって前記の公売代金も、この期間が経過すれば、その後に権利者が判明しても、国鉄に対してその還付を請求することができない。(坪谷忠雄)

だいさんせんないくうしゃつうかりょう 第三線内空車通過料 連絡運輸の実施に当り、車両の直通運用について車両の到着運輸機関が、つぎの場合において第三線に対し支払う料金をいう。

- 1 貨物を積載して第三線を通してきた他運輸機関所属の車両を空車で返送するため、最初通過してきた経路より長距離